



告 示 通 知 書

建設省 静 河砂発第 15 号
平 成 11 年 2 月 16 日

静 岡 県 土 木 部 長 殿

建設省河川局砂防部砂防課長



砂防指定地の指定について

標記について、貴 県 知事から平成 10 年 10 月 28 日付け
砂 第 209 号 で進達のあった 志津摩川 ほか 6 河川の
砂防指定地について、下記のとおり指定されたので、砂防指定地指
定要綱第八の規定に基づき通知する。

記

砂防指定地の指定

指定された河川

告示年月日

告示番号

志津摩川 ほか 6 河川

平成 11 年 2 月 16 日

建設省告示第 208 号



提出箇所表

番号	河川名				所在地
	水系名	幹川名	河川名	溪流名	
1	しづま (他) 志津摩川	しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	しづま 志津摩川	かも ひがしいず 賀茂郡東伊豆町
2	あいぞめ (二) 逢初川	あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あいぞめ 逢初川	あたま 熱海市
3	ともえ (二) 巴川	ながお 長尾川	そくさわ 則沢川	しんきょう 神橋沢	しずおか 静岡市
4	ともえ (二) 巴川	ながお 長尾川	ながお 長尾沢	長尾沢左支川	しずおか 静岡市
5	たかくさ (二) 高草川	たかくさ 高草川	たかくさ 高草川	かたのかみや 方ノ上谷川	やいづ 焼津市
6	(一) 大井川	じんこうじ 神光寺沢	じんこうじ 神光寺沢	たるの タルノ沢	はいばら ほんかわね 榛原郡本川根町
7	みやこだ (二) 都田川	みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	みやこだ 都田川	いなさ いなさ 引佐郡引佐町

- 九八番一から九八番五まで
- 九九番一から九九番三まで
- 一〇〇番一及び一〇〇番二
- 一〇一番一及び一〇一番二
- 一〇二番一
- 一〇三番一及び一〇三番二
- 一〇四番一及び一〇四番二
- 一〇五番一から一〇五番九まで
- 一〇六番一及び一〇六番二
- 一〇七番一及び一〇七番二
- 一〇八番一から一〇八番三まで
- 〇九番
- 一〇番一及び一〇番二
- 一一番一から一一番三まで
- 一二番一から一二番三まで
- 一三番一から一三番九まで
- 一四番一及び一四番二
- 一五番
- 一六番一から一六番三まで
- 一七番
- 一八番から一一五番まで
- 一九番一及び一九番二
- 二〇番一及び二〇番二
- 二一番一から二一番七まで
- 二二番一から二二番五まで
- 二三番一から二三番五まで
- 二四番一及び二四番二
- 二五番一から二五番三まで
- 二六番一から二六番五まで
- 二七番一及び二七番二
- 二八番一から二八番四まで
- 二九番
- 三〇番一及び三〇番二
- 三一番一から三一番七まで
- 三二番一から三二番五まで
- 三三番一及び三三番二
- 三六番一から三六番三まで
- 三七番及び三八番
- 二九番
- 二九番四及び二九番五
- 三〇番及び三一番
- 三二番

- 字石会合
- 字日陰平
- 字杉本
- 六(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- タルノ沢
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
- 静岡県榛原郡本川根町千頭
- 字タルノハ 七二〇番
- 字ウラ山 八七八番
- 字タルノ葉 八八〇番及び八八一番
- 八八二番一
- 八八二番三

- 七(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 都田川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 静岡県引佐郡引佐町波川
- 字小西 二二三番 一号
- 二二三番 二号
- 二二三番 三号
- 字前畑 二四九番 一号
- 二四九番 二号
- 二四九番 三号
- 字小西 二二八番 一号
- 二二八番 二号
- 二二八番 三号
- 二二九番 四号
- 二二九番 五号
- 二二九番 六号
- 二二九番 七号
- 二二九番 七号
- 次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 静岡県引佐郡引佐町波川
- 字馬場 一八七番 一号及び二号
- 一九一番 一号
- 一九一番 二号
- 字西ノ向 一九三番 一号
- 一九三番 二号
- 字堂幸界戸 一六〇番 一号
- 一六〇番 二号
- 字八幡前 四番 八号
- 四番 九号
- 字宮ノ後 三四二番 二の三 九号
- 建設省告示第百九号
- 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
- 平成十一年二月十六日
- 建設大臣 関谷 勝嗣
- 大岩川
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- イ 次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷(昭和四十一年建設省告示第千七百九十号で指定した土地の区域を除く。)
- 愛知県西加茂郡藤岡町大字大岩字谷ヶ洞
- 二五一番
- 二五八番三
- 二五八番三
- 二五八番二〇から二五八番二三まで

- 次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 愛知県西加茂郡藤岡町大字大岩
- 字新田 二八〇番八 一号及び二号
- 二八〇番六 三号
- 二八〇番八 四号から八号まで
- 二八四番 四号から八号まで
- 字谷ヶ洞 二五七番 九号から十二号まで
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 李西沢
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 愛知県西加茂郡小原村大字李
- 字七升蒔 一〇〇五番 一号及び二号
- 五六三番 三号
- 五六三番 四号
- 字東ヶ入 八六八番 十一号
- 一七八番 十二号
- 一六六番 十三号
- 一六六番 十四号
- 字榎坂 三七九番 十号
- 三六四番 十一号
- 三六四番 十二号
- 字和合 三五五番 七号
- 三五五番 八号
- 字小洞 二二八番 九号
- 二二八番 十号
- 二二八番 十一号
- 字青木 八八四番 十三号
- 八八四番 十四号及び十五号
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 曲りヶ沢
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
- 愛知県東加茂郡足助町大字明川字曲りヶ沢
- 二〇番
- 二〇番
- 二二番
- 二二番
- 二二番四から二二番七まで
- 二二番九
- 二二番
- 二二番
- 二二番一から二二番四まで
- 二四番から二四番三まで
- 二四番一から二四番六まで
- 二二番及び二三番
- 二三番一
- 三四番一から三四番三まで
- 三五番及び三六番
- 三六番一及び三六番二
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 梶川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の梶川の中心線から左岸十七メートル右岸十五メートルまでの土地の区域(昭和三十一年建設省告示第千六百四十九号で指定した土地の区域及び平成六年建設省告示第千二百三十七号で指定した第二号に掲げる土地の区域を除く。)
- 愛知県東加茂郡下山村大字梶
- 字高立 四番七 一号
- 字社口殿 一番三 二号
- 字大畑 七三番 三号
- 字向立 六番一 四号
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 足見川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地
- 愛知県宝飯郡御津町大字金野
- 字足見 九番一から九番一七まで
- 字青木 四〇番七から四〇番三五まで
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 猫藪川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成八年建設省告示第千六百八十四号で指定した第三号に掲げる土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
- 愛知県新城市富岡字猫藪
- 一七番 一号
- 二二番 二号
- 二四番 三号及び四号
- 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から西屋敷川合流点までの区間の猫藪川の中心線から左右岸十五メートルまでの土地の区域(平成十年建設省告示第千七百六十九号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。)
- 愛知県新城市富岡字猫藪
- 二二番 一号
- 二二番 二号

- 九八番一から九八番五まで
- 九九番一から九九番三まで
- 一〇〇番一及び一〇〇番二
- 一〇一番一及び一〇一番二
- 一〇二番一
- 一〇三番一及び一〇三番二
- 一〇四番一及び一〇四番二
- 一〇五番一から一〇五番九まで
- 一〇六番一及び一〇六番二
- 一〇七番一及び一〇七番二
- 一〇八番一から一〇八番三まで
- 〇九番
- 一〇番一及び一〇番二
- 一一番一から一一番三まで
- 一二番一から一二番三まで
- 一三番一から一三番九まで
- 一四番一及び一四番二
- 一五番
- 一六番一から一六番三まで
- 一七番
- 一八番から一一五番まで
- 一九番一及び一九番二
- 二〇番一及び二〇番二
- 二一番一から二一番七まで
- 二二番一から二二番五まで
- 二三番一から二三番五まで
- 二四番一及び二四番二
- 二五番一から二五番三まで
- 二六番一から二六番五まで
- 二七番一及び二七番二
- 二八番一から二八番四まで
- 二九番
- 三〇番一及び三〇番二
- 三一番一から三一番七まで
- 三二番一から三二番五まで
- 三三番一及び三三番二
- 三六番一から三六番三まで
- 三七番及び三八番
- 二九番
- 二九番四及び二九番五
- 三〇番及び三一番
- 三二番

- 次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 愛知県西加茂郡藤岡町大字大岩
- 字新田 二八〇番八 一号及び二号
- 二八〇番六 三号
- 二八〇番八 四号から八号まで
- 二八四番 四号から八号まで
- 字谷ヶ洞 二五七番 九号から十二号まで
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 李西沢
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 愛知県西加茂郡小原村大字李
- 字七升蒔 一〇〇五番 一号及び二号
- 五六三番 三号
- 五六三番 四号
- 字東ヶ入 八六八番 十一号
- 一七八番 十二号
- 一六六番 十三号
- 一六六番 十四号
- 字榎坂 三七九番 十号
- 三六四番 十一号
- 三六四番 十二号
- 字和合 三五五番 七号
- 三五五番 八号
- 字小洞 二二八番 九号
- 二二八番 十号
- 二二八番 十一号
- 字青木 八八四番 十三号
- 八八四番 十四号及び十五号
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 曲りヶ沢
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
- 愛知県東加茂郡足助町大字明川字曲りヶ沢
- 二〇番
- 二〇番
- 二二番
- 二二番
- 二二番四から二二番七まで
- 二二番九
- 二二番
- 二二番
- 二二番一から二二番四まで
- 二四番から二四番三まで
- 二四番一から二四番六まで
- 二二番及び二三番
- 二三番一
- 三四番一から三四番三まで
- 三五番及び三六番
- 三六番一及び三六番二
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 梶川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の梶川の中心線から左岸十七メートル右岸十五メートルまでの土地の区域(昭和三十一年建設省告示第千六百四十九号で指定した土地の区域及び平成六年建設省告示第千二百三十七号で指定した第二号に掲げる土地の区域を除く。)
- 愛知県東加茂郡下山村大字梶
- 字高立 四番七 一号
- 字社口殿 一番三 二号
- 字大畑 七三番 三号
- 字向立 六番一 四号
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 足見川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地
- 愛知県宝飯郡御津町大字金野
- 字足見 九番一から九番一七まで
- 字青木 四〇番七から四〇番三五まで
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 猫藪川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成八年建設省告示第千六百八十四号で指定した第三号に掲げる土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
- 愛知県新城市富岡字猫藪
- 一七番 一号
- 二二番 二号
- 二四番 三号及び四号
- 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から西屋敷川合流点までの区間の猫藪川の中心線から左右岸十五メートルまでの土地の区域(平成十年建設省告示第千七百六十九号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。)
- 愛知県新城市富岡字猫藪
- 二二番 一号
- 二二番 二号

- 九八番一から九八番五まで
- 九九番一から九九番三まで
- 一〇〇番一及び一〇〇番二
- 一〇一番一及び一〇一番二
- 一〇二番一
- 一〇三番一及び一〇三番二
- 一〇四番一及び一〇四番二
- 一〇五番一から一〇五番九まで
- 一〇六番一及び一〇六番二
- 一〇七番一及び一〇七番二
- 一〇八番一から一〇八番三まで
- 〇九番
- 一〇番一及び一〇番二
- 一一番一から一一番三まで
- 一二番一から一二番三まで
- 一三番一から一三番九まで
- 一四番一及び一四番二
- 一五番
- 一六番一から一六番三まで
- 一七番
- 一八番から一一五番まで
- 一九番一及び一九番二
- 二〇番一及び二〇番二
- 二一番一から二一番七まで
- 二二番一から二二番五まで
- 二三番一から二三番五まで
- 二四番一及び二四番二
- 二五番一から二五番三まで
- 二六番一から二六番五まで
- 二七番一及び二七番二
- 二八番一から二八番四まで
- 二九番
- 三〇番一及び三〇番二
- 三一番一から三一番七まで
- 三二番一から三二番五まで
- 三三番一及び三三番二
- 三六番一から三六番三まで
- 三七番及び三八番
- 二九番
- 二九番四及び二九番五
- 三〇番及び三一番
- 三二番

- 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の梶川の中心線から左岸十七メートル右岸十五メートルまでの土地の区域(昭和三十一年建設省告示第千六百四十九号で指定した土地の区域及び平成六年建設省告示第千二百三十七号で指定した第二号に掲げる土地の区域を除く。)
- 愛知県東加茂郡下山村大字梶
- 字高立 四番七 一号
- 字社口殿 一番三 二号
- 字大畑 七三番 三号
- 字向立 六番一 四号
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 足見川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- 次に掲げる土地
- 愛知県宝飯郡御津町大字金野
- 字足見 九番一から九番一七まで
- 字青木 四〇番七から四〇番三五まで
- (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 猫藪川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
- イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成八年建設省告示第千六百八十四号で指定した第三号に掲げる土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
- 愛知県新城市富岡字猫藪
- 一七番 一号
- 二二番 二号
- 二四番 三号及び四号
- 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から西屋敷川合流点までの区間の猫藪川の中心線から左右岸十五メートルまでの土地の区域(平成十年建設省告示第千七百六十九号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。)
- 愛知県新城市富岡字猫藪
- 二二番 一号
- 二二番 二号